

5. 解体工事業登録事項変更届出書の記入要領

- ① 解体工事業者として登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合は、「解体工事業登録事項変更届出書」により登録事項の変更を届け出ます。この届出は、変更があった日から 30 日以内に行われなければなりません。また、変更があった事項に応じた書面を添付しなければなりません。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ③ 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ④ 「変更前」および「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ⑤ 「変更年月日」の欄には、変更があった実際の日付を記入します。